

高松市・庵治町合併協議会

## 第6回会議資料

日 時：平成16年12月27日（月）

午後1時30分

場 所：庵治町役場 1階 105会議室

## 目 次

### ( 協 議 事 項 )

協議第 2 0 号	地域審議会の取扱い(協定項目第 6 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 2 1 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第 7 号) について(第 5 回会議提案:継続協議) -----	6
協議第 2 2 号	消防団の取扱い(協定項目第 1 9 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	1 0
協議第 2 3 号	国民健康保険事業の取扱い(協定項目第 2 2 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	1 3
協議第 2 4 号	介護保険事業の取扱い(協定項目第 2 3 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	1 6
協議第 2 5 号	人権啓発事業(協定項目第 2 4 - 3 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	1 9
協議第 2 6 号	その他の事業(市・町民褒章制度) (協定項目第 2 4 - 2 2 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	2 2
協議第 2 7 号	建設計画(協定項目第 2 5 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	2 3
協議第 2 8 号	一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第 1 0 号) について -----	2 4
協議第 2 9 号	事務組織及び機構の取扱い(協定項目第 1 3 号) について -----	2 7
協議第 3 0 号	一部事務組合等の取扱い(協定項目第 1 6 号) について -----	3 2
協議第 3 1 号	障害者福祉事業(協定項目第 2 4 - 5 号)について ----	3 5
協議第 3 2 号	高齢者福祉事業(協定項目第 2 4 - 6 号)について ----	3 8
協議第 3 3 号	保健衛生事業(協定項目第 2 4 - 1 0 号)について ----	4 1

協議第 3 4 号	商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）	
	について -----	4 4
協議第 3 5 号	交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について ----	4 7
協議第 3 6 号	上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について -----	5 0
協議第 3 7 号	学校教育事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について ----	5 3
協議第 3 8 号	その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）	
	について -----	5 6

（ そ の 他 ）

	高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	5 7
	高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について -----	5 7

協議第20号（第5回会議提案：継続協議）

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月24日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第6号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市庵治地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の庵治町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市庵治地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 庵治町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

( 会議 )

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

( 庶務 )

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

( 委任 )

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

### 地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、地域審議会の取扱いについて協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

##### 長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

##### 堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

##### 倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

##### 松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。



協議第 2 1 号 ( 第 5 回会議提案 : 継続協議 )

議会の議員の定数及び任期の取扱い ( 協定項目第 7 号 ) について

議会の議員の定数及び任期の取扱い ( 協定項目第 7 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律 ( 昭和 4 0 年法律第 6 号 ) 第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、庵治町の区域により選挙区を設ける。		

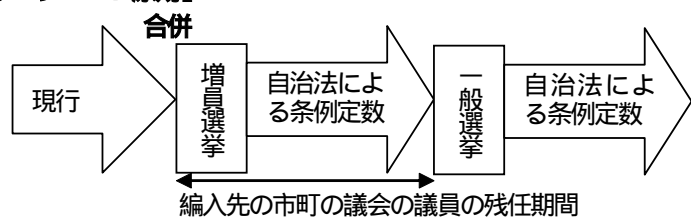
平成 年 月 日 確認

(資料1)

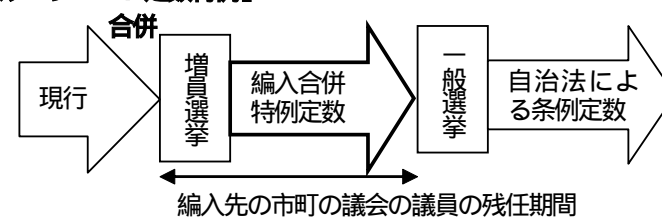
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙( )を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙( )を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇・ 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

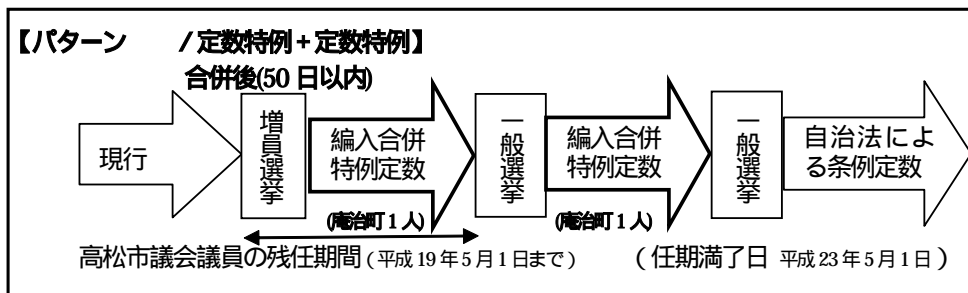
【パターン 〇 /原則】



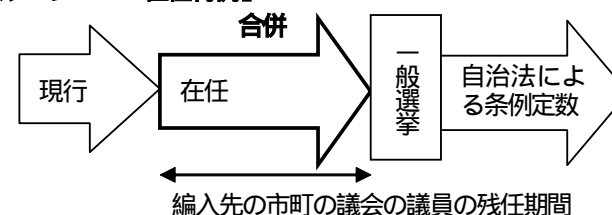
【パターン 〇 /定数特例】



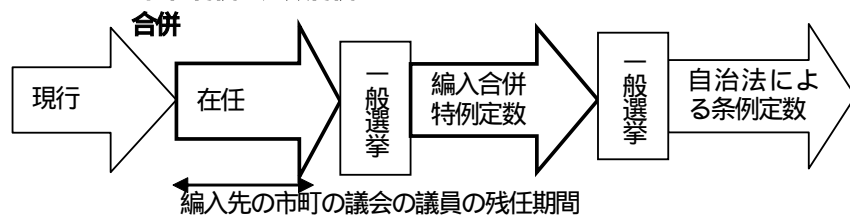
【パターン 〇 /定数特例+定数特例】



【パターン 〇 /在任特例】



【パターン 〇 /在任特例+定数特例】



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料2)

## 議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて協議された市 10市

### 新潟市(在任)

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

### 福山市(定数)

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

### 呉市(定数)

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

### 新居浜市(在任+定数)

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市町村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

### 新発田市(在任)

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

#### 長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

#### 岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

#### 豊田市（定数+定数）

##### 1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

##### 2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

#### 倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

#### 高知市（定数+定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第 2 2 号 ( 第 5 回 会 議 提 案 : 継 続 協 議 )

消 防 団 の 取 扱 い ( 協 定 項 目 第 1 9 号 ) に つ い て

消 防 団 の 取 扱 い ( 協 定 項 目 第 1 9 号 ) を 次 の と お り 決 定 す る こ と に つ い て、  
協 議 を 求 め る。

平 成 1 6 年 1 1 月 2 4 日 提 出

高 松 市 ・ 庵 治 町 合 併 協 議 会 会 長 増 田 昌 三

協 定 項 目	第 1 9 号	消 防 団 の 取 扱 い
庵 治 町 消 防 団 は、高 松 市 消 防 団 に 統 合 す る。 消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て は、高 松 市 の 制 度 に 統 一 す る。		

平 成 年 月 日 確 認

(資料)

### 消防団の取扱い(協定項目19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、消防団の取扱いについて協議された市 9市

#### 潮来市

- (1) 合併時、潮来町に統合するよう調整に努めるものとする。
- (2) 報酬については、消防団の統合時に潮来町の制度に統一するものとする。

#### 大船渡市

三陸町の消防団は、現行体制のまま大船渡市の消防団に統合する。  
団員の報酬については、大船渡市の基準に統一する。

#### つくば市

荃崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。  
ただし、団員の手当等については、つくば市の制度を適用する。

#### 呉市

下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していく。

#### 新居浜市

- (1) 合併時に新居浜市に統合するものとする。
- (2) 報酬及び費用弁償等については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- (3) 定数等の見直しについては、新市の消防計画に基づき調整するものとする。

#### 新発田市

豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引継ぎ、合併後に再編を検討する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 消防団の取扱い（協定項目19号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、消防団の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

消防事業の取扱いについては、合併時に秋田市の制度に統一する。なお、2町の消防団は合併時に秋田市消防団に統合する。

##### 岐阜市

- (1) 消防団の組織及び団員については、岐阜市に引き継ぐものとする。ただし、合併後、組織の再編に向け、調整を行うものとする。
- (2) 任用、報酬、費用弁償、退職報償金及び運営補助については、岐阜市の制度に統一するものとする。
- (3) 式典等の行事及び消防機械器具等については、現行のとおりとするものとする。ただし、合併後、消防団の組織の再編に合わせて調整を行うものとする。
- (4) 消防相互応援協定については、現行のとおり岐阜市に引き継ぐものとする。

##### 堺市

現美原町消防団については、現体制で存続し、活動区域を現美原町域に限定した「堺市美原消防団」に改正する。堺市高石市消防組合で関係条例・規則を制定し、団長及び団員については、消防組織法第15条の5及び第26条の3に基づき、新たに組合管理者が任命及び承認を行う。また、消防団事務については、美原消防署で行う。

##### 高知市

- ア 鏡村及び土佐山村の消防団は、高知市の消防団に統合する。
- イ 鏡村及び土佐山村の消防団員の報酬、費用弁償は、高知市に統一する。

##### 長崎市

消防防災関係事業は、原則として長崎市の制度に統一するものとする。  
ただし、消防団については、当分の間、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町をそれぞれ地区として組織を再編するものとする。  
また、各町と長崎市の間の消防事務の委託は、合併の日の前日をもって廃止する。  
なお、調整項目の詳細については別紙のとおりとする。

協議第 2 3 号 ( 第 5 回会議提案 : 継続協議 )

国民健康保険事業の取扱い ( 協定項目第 2 2 号 ) について

国民健康保険事業の取扱い ( 協定項目第 2 2 号 ) を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 2 号	国民健康保険事業の取扱い
<p>国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税 ( 料 ) 率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認



(資料)

## 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、国民健康保険事業の取扱いについて協議された市 10市

### 大船渡市

- (1) 保険税の取扱い保険税率は、合併特例法第10条の規定により、合併年度は不均一課税とし、翌年度から新たに税率を設定する。
- (2) 保険給付、保健事業の取扱いは、合併年度から給付水準の高い方に統一する。

### 廿日市市

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- (2) 葬祭費に係る給付については、廿日市市の例に統一する。

### 野田市

国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります(関宿町の方が高い)ので、野田市の税率を適用します。(例:関根町の医療分の所得割8.9/100 野田市の医療分の所得割7.4/100。調整財源については、一般会計からの繰入にて対応します。)

### 新発田市

国民健康保険事業の中で、両市町に差異があるものについては、次のとおり取扱う。人間ドック助成事業については、平成15年度から両市町において統一した新制度を適用する。豊浦町の健康優良世帯表彰制度については廃止し、新市で啓発事業等について検討する。

### 福山市

福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 国民健康保険事業の取扱い(協定項目第22号)について

### 先進地域の事例(中核市)

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、国民健康保険事業の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

国民健康保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、1市2町において税率等および葬祭費の給付額の異なる制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 国民健康保険税の賦課については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。
- 2 葬祭費の給付額については、合併年度までに限り、1市2町それぞれの条例の例による。

##### 長野市

長野市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 保険料(税)賦課について、平成16年度は現行のとおりとし、大岡村、豊野町及び鬼無里村については、平成18年度まで不均一賦課を実施する。
- (2) 保険料(税)の納期及び督促手数料について、平成16年度は現行のとおりとする。

##### 奈良市

国民健康保険事業については、奈良市の制度に統一する。

ただし、保険料率・額のうち医療分については、平成19年度までの間は不均一の賦課とする。

##### 倉敷市

- 1 国民健康保険の料・税の別、納期については、合併が行われた日の属する年度(以下「合併年度」という。)は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。賦課方式及び保険料(税)率については、合併年度及びこれに続く2年度は不均一とする。
- 2 国民健康保険運営協議会については、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。  
ただし、経過措置として合併年度の翌年度から2年間は、委員の定員を6名増員し、その内訳は、船穂町及び真備町から被保険者代表各1名、医療機関代表各1名、公益代表各1名とする。
- 3 国民健康保険の葬祭費及び人間ドック事業については、合併年度の翌年度から倉敷市の制度に統一するものとする。

##### 鹿児島市

国民健康保険事業については、鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、国民健康保険税の税率等については、合併が行なわれた日の属する年度に限り、現行の制度を基本とする。

協議第 2 4 号 ( 第 5 回会議提案：継続協議 )

介護保険事業の取扱い ( 協定項目第 2 3 号 ) について

介護保険事業の取扱い ( 協定項目第 2 3 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 3 号	介護保険事業の取扱い
<p>介護保険事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町の第 1 号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第 3 期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。</p> <p>庵治町の第 1 号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 介護保険事業の取扱い(協定項目第23号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、介護保険事業の取扱いについて協議された市 7市

#### 大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度から調整する。保険料の納期については、大船渡市の例による。

#### 廿日市市

- 1 第1号被保険者保険料については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度分から第2期介護保険事業計画により算定した保険料率に統一する。
- 2 普通徴収に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、平成15年度から廿日市市の例に統一する。
- 3 その他各種事務の取扱いについては、廿日市市の例に統一する。

#### 呉市

原則として呉市の制度に統一するものとする。

#### 新居浜市

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

#### 野田市

現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、合併後は野田市の保険料に統一し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。

#### 新発田市

合併時に介護保険事業計画を見直し、新たに介護保険料を設定する。ただし、平成15年度は経過措置として、両市町それぞれの保険料及び納期とし、平成16年度から統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 介護保険事業の取扱い（協定項目第23号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、介護保険事業の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

介護保険事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、介護保険料は、平成16年度分までに限り不均一賦課するものとし、平成17年度に新たな保険料を設定するため、第2期介護保険事業計画の見直しを行う。

##### 岐阜市

- 1 介護保険事業については、岐阜市が保険者となり運営を行うものとする。
- 2 第1号被保険者の保険料については、合併年度及び翌年度は現行のとおりとし、第3期介護保険事業計画(平成18～22年度)策定の中で調整を図るものとする。
- 3 第1号被保険者の納期については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の例によるものとする。

##### 奈良市

- 1 第1号被保険者の介護保険料については、平成20年度までの間は不均一の賦課とする。
- 2 普通徴収の納期については、奈良市の制度に統一する。
- 3 介護保険料の減免については、奈良市の制度に統一する。

##### 倉敷市

- 1 第1号被保険者（65歳以上）の保険料は、合併後平成18年3月末までの期間は、現行（1市2町）の保険料率を適用し、第3期事業運営期間の初年度である平成18年度から倉敷市として統一するものとする。ただし、船穂町及び真備町の積立金及び借入金は、合併時に倉敷市の積立金及び借入金に統一する。
- 2 介護認定審査会は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。なお、平成17年4月1日から合議体の設置数を19とし、倉敷市及び船穂町の区域に18合議体を、真備町の区域に1合議体を置くものとする。

協議第 2 5 号 ( 第 5 回会議提案 : 継続協議 )

人権啓発事業 ( 協定項目第 2 4 - 3 号 ) について

人権啓発事業 ( 協定項目第 2 4 - 3 号 ) を次のとおり決定することについて、  
協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 3 号	人権啓発事業
<p>人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。 ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 人権啓発事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、人権啓発事業について協議された市 3市

#### 福山市

同和対策については、福山市の制度に統一するものとする。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、基本方針に基づき調整を図るものとする。

#### 呉市

人権行政の取扱いについては、原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、個別事業・制度等については、川尻町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう、協議・調整を行うものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 人権啓発事業（協定項目第24-3号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、人権啓発事業について確認された市の事例

##### 松山市

- 1 人権に関する審議会については、合併時に松山市人権啓発施策推進審議会に統一する。なお、同審議会の委員の構成については、3市町の長が別に協議して合併までに決定する。
- 2 合併時から、松山市は、北条市及び中島町の隣保館を引き続き活用する。
- 3 人権教育推進協議会については、松山市人権教育推進協議会に統一する。
- 4 合併時から、松山市は、北条市の集会所を引き続き活用する。
- 5 合併後の人権擁護委員数については、現行の3市町の委員数を合併後3ヵ年で2人ずつ減員し、合計25人とする。
- 6 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

##### 長野市

- 1 人権政策に係る推進計画については、合併後に見直しを行う。
- 2 豊野町の同和地区住宅新築資金等利子補給金制度については、平成22年度まで継続する。
- 3 豊野町の住宅改修資金貸付事業は廃止する。ただし、利子補給制度については、平成18年度まで継続とする。
- 4 豊野町隣保館については、現行のとおりとする。ただし、生活相談員設置については、平成18年度をもって廃止する。
- 5 母子手当支給事業、保育所・幼稚園入所支度金支給事業、保育料補助金交付事業については、現行のとおりとし、平成18年度をもって廃止する。
- 6 長野市敬老祝金支給事業、豊野町解放年金支給事業及び豊野町同和地区医療給付金支給事業については、現行のとおりとし、平成18年度をもって廃止する。
- 7 人権を考える市民のつどいについては、長野市の制度に統一する。ただし、豊野町の人権フェスティバル、戸隠村及び鬼無里村の人権のつどいは、地区集会として開催する。
- 8 人権同和教育集会所は、現行のとおりとする。
- 9 社会人権同和教育、同和地区奨学金貸与事業、学校人権同和教育振興補助金及び人権啓発学習会補助金については、長野市の制度に統一する。
- 10 豊野町及び鬼無里村の同和地区児童生徒入学支度金交付事業については、制度を廃止する。



協議第 2 6 号 ( 第 5 回会議提案 : 継続協議 )

その他の事業 ( 市・町民褒章制度 ) ( 協定項目第 2 4 - 2 2 号 )  
について

その他の事業 ( 市・町民褒章制度 ) ( 協定項目第 2 4 - 2 2 号 ) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 4 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	その他の事業 ( 市・町民褒章制度 )
<p>市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

協議第 27 号（第 5 回会議提案：継続協議）

建設計画（協定項目第 25 号）について

建設計画（協定項目第 25 号）を次のとおり決定することについて、協議を  
求める。

平成 16 年 11 月 24 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 25 号	建設計画
建設計画については、別冊のとおり定めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

協議第 28 号

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）について

一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第 10 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 12 月 27 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 10 号	一般職の職員の身分の取扱い
<p>庵治町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 一般職の職員の身分の取扱い(協定項目第10号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、一般職の職員の身分の取扱いについて協議された市 10市

### 潮来市

- 1 牛堀町の一般職の職員は、すべて潮来町の一般の職員として引き継ぐものとする。
- 2 牛堀町の一般職の職員の給与、任用、配置その他の身分取扱いについては、潮来町の職員と均衡を失しないように公正に取り扱うものとする。

### 大船渡市

三陸町の一般職の職員は、すべて大船渡市の職員として引き継ぐ。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大船渡市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定めるものとする。定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

### つくば市

荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の一般職の職員は、すべてつくば市の一般職の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の給与、任用、配置その他の身分の取扱い等細目については、両市町の長が別に協議して定める。

### 廿日市市

- 1 佐伯町及び吉和村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定によりすべて廿日市市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、廿日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、3市町村の長が別に協議して定める。

### 新発田市

豊浦町の定数内の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐ。  
職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新発田市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 一般職の職員の身分の取扱い（協定項目第10号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、一般職の職員の取扱いについて確認された市の事例

##### 秋田市

- 1 2町の定数内の職員は、すべて秋田市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、その細目は、1市2町の長が別に協議して定める。

##### 堺市

美原町の一般職の職員は、堺市の職員として引き継ぐものとする。ただし、美原町の消防機関の職員の引き継ぎ手法については、合併までに調整する。

職員数については、新たに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、堺市の一般職の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は両市町の長が別に協議して定める。

##### 高知市

- 1 鏡村及び土佐山村の一般職の職員は、すべて高知市の職員として引き継ぐ。
- 2 引き継いだ職員の任免、給与その他の身分の取扱いは、高知市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱う。

##### 長崎市

- 1 香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の定数内の職員は、すべて長崎市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、長崎市の職員と均衡を失しないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、1市6町の長が別に協議して定める。

##### 鹿児島市

- 1 5町の一般職の職員は、合併時にすべて鹿児島市の一般職の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に取り扱うものとし、1市5町の長が別に協議するものとする。

協議第 29 号

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 13 号）について

事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 13 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

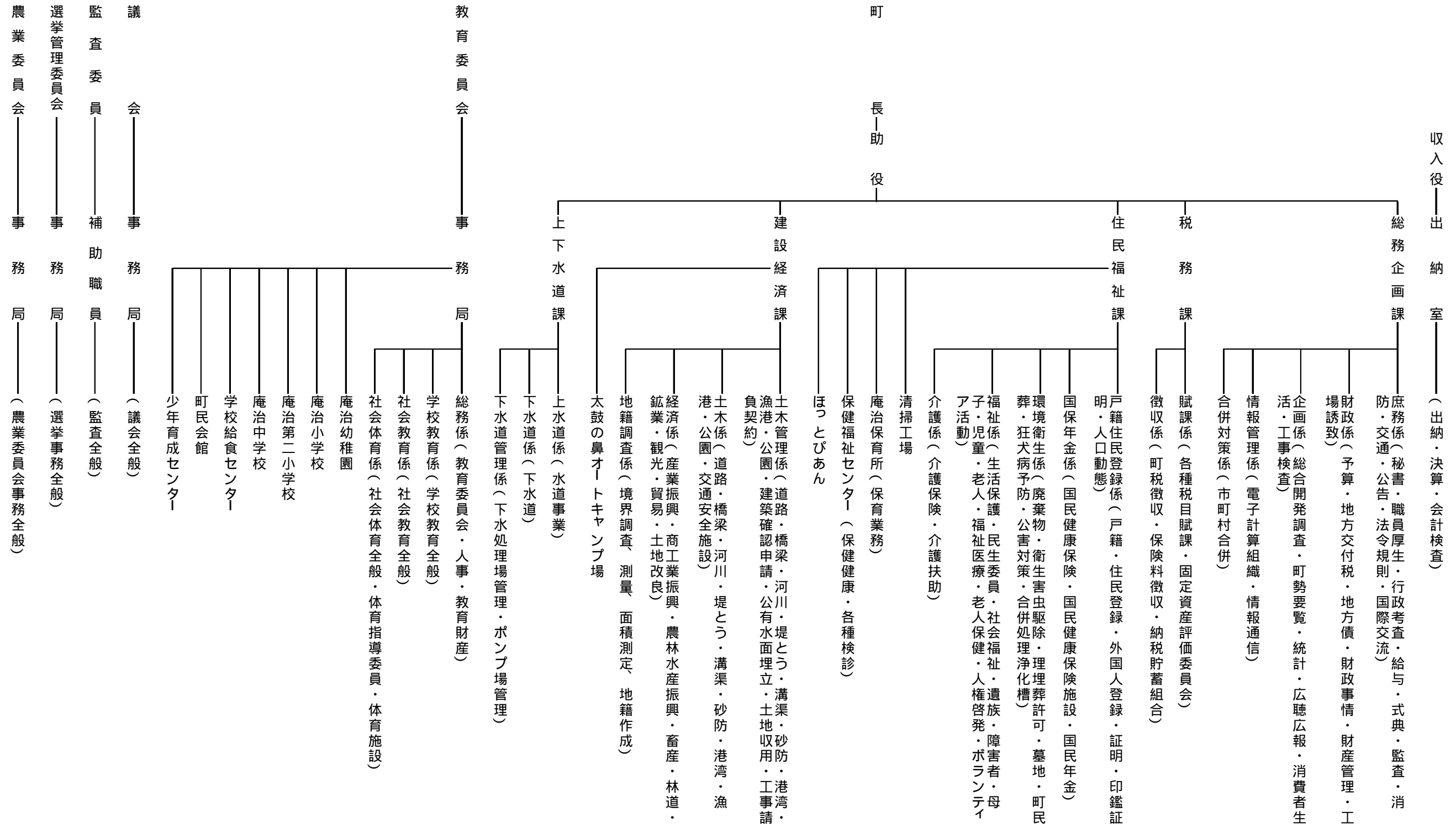
平成 16 年 12 月 27 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 13 号	事務組織及び機構の取扱い
<p>現在の庵治町役場については、庵治町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項に規定する支所とする。</p> <p>庵治支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整するものとする。</p> <p>住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理するものとする。</p> <p>これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認







(資料)

### 事務組織及び機構の取扱い(協定項目第13号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、事務組織及び機構の取扱いについて協議された市 10市

#### 新潟市

黒埼町役場は、地区事務所とする。

ただし、当分の間、地方自治法上の支所とする。

支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。

#### 潮来市

(1) 現在の牛堀町役場は、当面支所として存続させるものとする。

(2) 支所の組織については、住民サービスと職員に急激な変化をきたすことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。

#### つくば市

(1) 現在の荃崎町役場は、当面支所として存続させるものとする。

(2) 支所の組織については、住民サービスに急激な変化をきたすことのないよう配慮し、必要に応じて見直しを行うものとする。

#### 福山市

執行機関の組織については、住民サービスの低下をきたさないよう適切に措置するものとする。内海町の区域を所管区域とする支所を設置するものとする。

内浦支所のあり方については、今後事務レベルで協議する。

#### 呉市

下蒲刈町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

#### 新発田市

豊浦町役場は、地方自治法上の支所とする。支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第13号）について

### 先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、事務組織及び機構の取扱いについて確認された市の事例

#### 長野市

- (1) 大岡村役場、豊野町役場、戸隠村役場及び鬼無里村役場は支所とし、課制を廃止しスタッフ制とする。
- (2) 合併時の支所の組織については、住民サービスに急激な変化を来すことのないよう配慮して、段階的に再編見直しを行う。

#### 豊田市

新市の組織及び機構は、次の事項を基本として、合併時まで調整する。

- 1 住民サービスの向上に十分配慮する。
- 2 適正な職員数及び人員配置となるよう留意する。
- 3 住民にわかりやすく、利用しやすいものとする。
- 4 簡素で効率的なものとする。
- 5 支所の体制は、前4項及び都市内分権の協議内容を踏まえて調整を行うものとする。

#### 奈良市

- (1) 合併後の月ヶ瀬村役場及び都祁村役場は、行政センターとする。
- (2) 行政センターの業務は、現在、奈良市に設置されている出張所の業務に、月ヶ瀬村及び都祁村独自の業務等を加えたものとする。

#### 倉敷市

現在の船穂町役場及び真備町役場は、地方自治法上の支所とする。

その組織については、企画・管理部門及び行政委員会の事務局等を除いて現行の事務執行を基本とした体制とし、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮しながら、段階的な再編・見直しを行うものとする。

なお、組織の詳細については、1市2町で別途協議し決定するものとする。

協議第30号

一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）について

一部事務組合等の取扱い（協定項目第16号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年12月27日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第16号	一部事務組合等の取扱い
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。</p> <p>庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。</p> <p>土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、一部事務組合等の取扱いについて協議された市 9市

#### 新潟市

- (1) 黒埼町が加入している一部事務組合については、合併の前日をもって脱退する。ただし、黒埼町が加入している西蒲原福祉事務組合及び三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合については、新潟市が黒埼町の地位を継承する方向で検討する。
- (2) 黒埼町が加入している法定協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

#### 廿日市市

- (1) 佐伯町及び吉和村は、それぞれ加入している一部事務組合から、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、吉和村が加入している山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については、吉和村の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に当該組合に加入するものとする。
- (2) 佐伯町及び吉和村は、広島県西部介護認定審査会から、合併の日の前日をもって脱退する。
- (3) 佐伯町及び吉和村が他の地方公共団体に委託している事務については、合併の日の前日をもって、事務の委託を廃止する。ただし、佐伯町が大竹市に委託しているし尿処理に係る事務については、佐伯町の地位を継承する形で廿日市市が合併の日に大竹市に事務を委託するものとする。

#### 呉市

下蒲刈町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、安芸南部衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。

#### 新発田市

豊浦町が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、調整が必要な事項は、新市に引き継ぐ。

豊浦町が加入している協議会等については、合併の前日をもって脱退する。

ただし、日本温泉協会、新潟県国土調査推進協議会、安田橋下流橋架橋促進期成同盟会、国道290号整備促進期成同盟会、福島潟治水対策促進協議会、松岡川改修促進協議会、本田・天王地区河川協議会については、合併の日をもって新市が加入する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 一部事務組合等の取扱い(協定項目第16号)について

### 先進地域の事例(中核市)

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、一部事務組合等の取扱いについて確認された市の事例

##### 倉敷市

- 1 倉敷市は、加入している一部事務組合に引き続き加入するものとし、船穂町及び真備町は、それぞれ加入している一部事務組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。
- 2 総社広域環境施設組合及び岡山県広域水道企業団については、合併の日に真備町の地位を継承する形で新市において加入するものとする。
- 3 高梁川西岸用水組合については、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日から新市において財産を引き継ぎ、事務を行うものとする。

##### 福山市

福山沼隈広域行政組合及び福山市沼隈郡沼隈町中学校組合については、解散するものとし、福山市と沼隈町で解散に向けた手続きを進めるものとする。

福山市と沼隈町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。

沼隈町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。

##### 高知市

- (1) 高知市は、加入している一部事務組合等に引き続き加入し、鏡村及び土佐山村は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退する。
- (2) 鏡村及び土佐山村で組織している「鏡・土佐山二村学校給食組合」は、合併の日の前日をもって解散する。  
なお、合併の日をもって高知市が財産を引き継ぐとともに、職員を採用する。
- (3) 鏡村及び土佐山村が他の地方公共団体に委託している事務は、合併の日の前日をもって委託を廃止する。

##### 鹿児島市

吉田町、喜入町、松元町及び郡山町が加入している一部事務組合及び広域連合については、平成16年10月31日をもって脱退し、消防、介護保険、ごみ、し尿及び斎場に係る共同処理業務は、鹿児島市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

協議第 3 1 号

障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 5 号）について

障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 5 号	障害者福祉事業
<p>障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 障害者福祉事業(協定項目第24-5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、障害者福祉事業について協議された市 9市

### 大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

### 廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

### 呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

### 新居浜市

障害者福祉事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

### 新発田市

ア 豊浦町の重度心身障害者手当制度については、廃止する。ただし、合併時、豊浦町の制度適用者に対しては、経過措置として、合併年度とこれに続く2年度継続して支給する。

イ 豊浦町の在宅重度心身障害者介護手当制度については廃止し、新発田市の在宅重度心身障害者見舞金制度を適用する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 障害者福祉事業（協定項目第24 - 5号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、障害者福祉事業について確認された市の事例

##### 倉敷市

障害者福祉事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、

- 1 平成16年度に新設する真備町の精神障害者小規模通所授産施設は、新市の直営で運営するものとし、平成18年度から指定管理者制度に移行するものとする。
- 2 障害者団体への助成は、現行のとおりとし、合併後、地域の実情に合わせ調整するものとする。
- 3 福祉タクシー事業は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 4 在宅重度心身障害者介護手当は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 身体障害者デイサービス及び知的障害者デイサービスの創作的活動、社会適応訓練等のサービス並びに児童デイサービスの利用料は、合併が行われた日の属する年度は現行のとおりとし、平成17年度から倉敷市の利用料に統一するものとする。

##### 鹿児島市

- 1 障害者福祉事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 2 障害者に対する配食サービス事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 身体障害者介護手当支給事業等については、平成17年度に廃止するものとする。
- 4 - 1 友愛特別乗車証交付事業については、交付対象者の年齢要件等の見直しを行うこととし、見直しの内容及び実施時期については、合併時まで決定する。
- 4 - 2 見直し後の友愛特別乗車証交付事業については、新市域にも適用するものとする。  
新市域に適用することにより、桜島町が実施している桜島町営優待乗車船券（友愛）交付事業は、廃止する。

##### 奈良市

- (1) 心身障がい者医療費の助成は、奈良市の制度に統一する。
- (2) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者優遇措置事業については、奈良市の制度により実施する。
- (3) 月ヶ瀬福祉センター及び都祁村福祉センターは、複合施設として、引き続いて高齢者や障がい者など地域住民の利用に供する。



協議第 3 2 号

高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号）について

高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 6 号	高齢者福祉事業
<p>高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域の高齢者生きがいデイサービス事業対象者は、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。</p> <p>合併時において、庵治町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給率を適用するものとする。</p> <p>庵治町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 高齢者福祉事業(協定項目第24-6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、高齢者福祉事業について協議された市 10市

#### 潮来市

潮来町の介護慰労金(85歳以上の老人を常時介護する人へ支給)については、新たな高齢者福祉事業の財源に充てるものとする。

#### 大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、両市町の従来経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

#### つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。

ただし、茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについては、その例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。

なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

#### 廿日市市

老人医療費助成事業及び重度心身障害者医療費給付事業については、廿日市市の例に統一する。

#### 呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

#### 新居浜市

(1) 別紙山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。

(2) 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

(3) 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

(4) 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 高齢者福祉事業（協定項目第24-6号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、高齢者福祉事業について確認された市の事例

##### 岐阜市

1. 敬老事業については、当面は現行のとおりとし、都市内分権及び市民協働の観点から敬老事業のあり方を含めて、その実施方法等を検討するものとする。  
ただし、個人に帰属するサービスについては、できる限り速やかに、新市の一体性が確保できるよう岐阜市の制度を基本に調整に努めるものとする。
2. 住宅改造補助については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
3. はり、きゅう、マッサージ費用助成については、合併の翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。
4. 配食サービスについては、岐阜市の制度を適用するものとする。
5. 介護用品支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から岐阜市の制度を適用するものとする。  
ただし、合併時に柳津町において支給対象であった者で、岐阜市の制度を適用することにより支給対象でなくなる者については、合併の翌年度から3年度間に限り支給対象者とみなすものとする。

##### 豊田市

- (1) 高齢者保健福祉計画  
高齢者保健福祉計画は、平成17年度までは現行の各市町村の計画を基本とし、平成18年度から統一した事業計画を実施する。
- (2) 高齢者保健福祉事業  
食の自立支援事業は、合併時は現行のサービスを基本とし、合併1年後を目途に調整する。  
ただし、現在事業を実施していない小原村については、合併時から実施する方向で調整する。

協議第 3 3 号

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について

保健衛生事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 0 号	保健衛生事業
<p>保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>ただし、併設機能の管理運営等については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>庵治町地域における 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く 3 年度について、現行のとおりとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 保健衛生事業(協定項目第24-10号)について

#### 先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、保健衛生事業について協議された市 9市

#### 潮来市

- 1 検診の実施方法については、当面現行どおりとし、合併後3年以内に住民が選択できるものとする。ただし、対象者、費用については合併時に潮来町の制度に統一するものとする。
- 2 健康教育、健康相談については、現行どおりとする。

#### 大船渡市

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からは、合併後において調整を図る。

#### 廿日市市

- (1) 各種健診事業(成人、乳幼児)については廿日市市の例による。ただし、対象者については、次のとおりとする。
  - ア 成人に係る各種健診事業については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する。
  - イ 乳幼児集団健診事業については、佐伯町の対象者を合併後1年以内に廿日市市の例に統一する。なお、吉和村の対象者については、現行のとおりとする。
- (2) 予防接種事業及び結核予防事業については、廿日市市の例による。ただし、接種方法(個別接種、集団接種)については、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村で実施している各種保健事業については、それぞれの地域特性と経緯を踏まえながら統合、再編などの調整を行い、保健制度の充実に努めるものとする。

#### 新居浜市

- (1) 保健事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村の健康相談事業、乳児相談事業及び新生児訪問事業については、当面、現行どおりとする。
- (2) 別子山村の地域医療体制の整備については、医師会等との調整に努めるものとする

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 保健衛生事業（協定項目第24-10号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、保健衛生事業について確認された市の事例

##### 松山市

- 1．母子保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 2．老人保健事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 3．感染症対策事業については、合併時に松山市の制度・方式に統一する。
- 4．合併時から、救急医療体制（松山市急患医療センター運営事業、在宅当番医・救急医療情報提供事業及び休日診療所運営補助）については、松山市の制度・方式に統一する。
- 5．松山市は、当面、北条市保健センター及び中島町保健センターを松山市保健センターの分室として管理・運営する。
- 6．中島町の各種保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業については、協定項目「その他の事業」で別に確認する。
- 7．その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

##### 保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業

合併時から、松山市は、中島町で実施の保健事業に係る汽船旅客運賃助成事業を継続して実施し、松山市釣島及び北条市安居島にも適用する。ただし、予防接種においては、廃止する。

##### 高知市

- (1) 鏡村及び土佐山村の健康相談・健康教育（教室）事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一する。
- (2) 各種健診
  - ア 鏡村及び土佐山村の成人健診の種目と対象者は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一する。
  - イ 鏡村及び土佐山村の成人健診の実施回数は、地域性等を勘案し、合併後新たに定める。
  - ウ 3市村の健診委託先は、合併時まで調整する。
  - エ 3市村の健診にかかる自己負担額は、合併時に統一する。
  - オ 鏡村及び土佐山村の乳幼児健診は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一する。
- (3) 鏡村及び土佐山村の子育て支援事業は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から高知市の制度に統一する。

協議第 3 4 号

商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）について

商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 2 号）を次のとおり決定すること  
について、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 2 号	商工・観光関係事業
<p>商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町が実施している観光イベントの補助については、合併後も継続して行うものとする。</p> <p>庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>香川県からの国立公園清掃活動事業(御殿山園地)の受託については、高松市に引き継ぐ。</p> <p>庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については現行のとおり実施するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

## 商工・観光関係事業(協定項目第24-12号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、商工・観光関係事業について協議された市 8市

### 新潟市

(1) 黒埼町商店街整備事業費補助金については、新潟市の制度に統一する。

ただし、黒埼町独自の補助制度のうち、

駐車場借上料補助金は、新潟市の制度として取込む。

街路灯県道道路占用料補助金は、当分の間、現行のとおりとする。

大野町活性化推進委員会が現在行っている大野地区の商店街活性化のための調査研究事業については、当該事業終了までは、現行のとおりとする。(ただし、新潟市制度適用の方が有利な場合は、この限りではない。)

(2) 黒埼町の以下の制度については、借入残金のある間は、返済終了まで存続する。

中小企業特別融資、商工業近代化資金、持家住宅建設資金貸付

(3) 黒埼町の工場誘致条例の適用を受けている事業所については、不均一課税相当分の税額を工場建設促進助成金として交付する。

### 廿日市市

(1) 商工業の振興を図るための各種事業は、当分の間、現行のとおり実施する。

ただし、各種融資制度等については廿日市市の制度に整理統合するものとする。

(2) 各種観光事業についてはそれぞれの地域特性を有効に活用するとともにそのネットワーク化を図り、効果的な観光振興施策を展開するものとする。

### 新発田市

ア 信用保証料助成制度については、新発田市の制度を適用し、対象に新潟県商工貯蓄共済融資を追加する。

ただし、合併時、豊浦町の制度適用者については、現行どおりとする。

イ 融資制度については、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併時、豊浦町の小企業振興資金制度については、償還完了までの間、現行どおりとする。

ウ 工場等設置助成制度は、新発田市の制度を適用する。

ただし、合併年度とこれに続く5年度については、豊浦地区に限定し、工場の新設・既設工場の拡大に対して、豊浦町の制度を適用する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)



## 商工・観光関係事業（協定項目第24-12号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、商工・観光関係事業について確認された市の事例

##### 秋田市

商工観光関係事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、一部の事務事業については、現行どおり又は廃止とするほか、必要に応じて経過措置を講ずるものとする。

##### 岐阜市

###### 1. 中小企業制度融資

(1) 制度融資については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。

(2) 制度融資の借入時に中小企業が支払う信用保証料を（削除）助成する信用保証料補給制度については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。

###### 2. 観光・イベント事業

(1) まつり・イベントについては、現行のとおりとする。

##### 豊田市

###### (1) 観光イベント

観光イベントは、全市的なものと地域的なものとを整理し、特色あるイベントは、当面存続する。

なお、イベントの内容により、実施主体等を合併時までには検討する。

###### (2) 商工業支援

商工業者事業資金は、合併時に豊田市の制度に統一する。

信用保証料補助金は、合併時に豊田市の制度に統一する。

##### 鹿児島市

1 商工・観光関係事業については、合併時に一元化するものとする。

2 企業誘致の推進（固定資産税の減免）等については、現行どおりとする。

協議第 3 5 号

交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について

交通関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 5 号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないように合併時までに調整するものとする。</p> <p>庵治町地域における交通傷害保険の保険期間については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 交通関係事業(協定項目第24-15号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、交通関係事業が協議された市 6市

#### 新潟市

- 1 黒崎町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。
- 2 黒崎町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

#### 大船渡市

(交通指導員の取扱い)

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50人以内とし、その他の基準は、大船渡市の基準に統一する。

#### 廿日市市

佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し、整理する。

#### 新発田市

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 交通関係事業（協定項目第24-15号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、交通安全事業の取扱いについて確認された市の事例

##### 倉敷市

交通対策事業は、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、船穂町の福祉路線バス及び真備町の町内循環さいくるバスについては存続し、合併後、新市の総合的な交通施策の中で、路線等の再編を図るものとする。

##### 鹿児島市

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、合併時から代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、合併時に地方公営企業法の規定の全部を適用し、運航するものとする。

##### 長野市

(1) 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。

(2) 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。

ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。

(3) 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。

ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。

(4) 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。

(5) 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。

ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、平成16年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

協議第 3 6 号

上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について

上水道事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 6 号	上水道事業
<p>庵治町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。</p> <p>水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域において、1 か月の水道料金が増加するものについては、合併後 4 年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

### 上水道事業(協定項目第24-16号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、上水道事業が協議された市 10市

#### 潮来市

水道料金・加入金・分担金については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降、3年を目途に計画的に調整するものとする。

#### 大船渡市

三陸町が経営する簡易水道事業は、大船渡市に引き継ぐものとする。

- (1) 水道事業負担金等の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。
- (2) 水道使用料等の取扱いについては、当分の間、現行のとおりとし、手数料については、大船渡市の基準に統一する。

#### つくば市

筑南水道企業団が実施している上水道事業については、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

#### 福山市

福山市の制度に統一するものとする。

ただし、内海町の水道料金については、合併の日を含む期は現行のとおりとし、翌期から統一するものとする。

#### 廿日市市

- (1) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業は、廿日市市に引き継ぐものとする。なお、上水道事業と簡易水道事業は別会計の取扱いとする。
- (2) 佐伯町及び吉和村の簡易水道事業特別会計は、合併時に統合する。
- (3) 簡易水道の水道料金については、合併後5年以内に段階的に統一する。
- (4) 簡易水道の量水器使用料及び施設整備納付金については、合併後3年以内に統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 上水道事業（協定項目第24-16号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、現在、協議している中核市のうち、上水道事業について確認された市の事例

##### 岐阜市

- (1) 水道事業は、一の公営企業として運営するものとする。
- (2) 水道料金及び給水装置新設加入金については、当面現行のとおりとし、統一に向け調整を図るものとする。また、配水管工事負担金については、岐阜市の制度に統一するものとする。

##### 奈良市

- (1) 月ヶ瀬村及び都祁村の簡易水道事業は、奈良市に引き継ぐ。ただし、月ヶ瀬村及び都祁村の簡易水道事業は、奈良市の上水道事業会計とは別会計による取り扱いとする。
- (2) 月ヶ瀬村及び都祁村の水道料金及び施設分担金等については、当分の間、現行のとおりとする。

##### 高知市

- (1) 鏡村及び土佐山村の簡易水道事業は、高知市に引き継ぐ。
- (2) 鏡村及び土佐山村の簡易水道事業特別会計は、地方公営企業法に適合するよう整え、合併時に高知市の水道事業会計に統合する。
- (3) 鏡村及び土佐山村の簡易水道の水道料金は、合併時に高知市の料金に統一するが、平成20年度まで緩和措置を講じる。  
ただし、鏡村の簡易水道事業の給水区域のうち、鏡ダム建設事業に伴う公共補償にかかる無償地区の取扱いは、現行のとおりとする。
- (4) 鏡村及び土佐山村の簡易水道施設の維持管理は、高知市の管理方法を基本に行う。

##### 鹿児島市

- 1 5町で運営している簡易水道事業については、鹿児島市の上水道事業に統合するものとする。水道料金、給水負担金、審査手数料等は、鹿児島市の制度に統合し、鹿児島市にない制度は廃止するものとする。ただし、平成16年度に限り上水道事業と簡易水道事業を併存させ、水道料金、給水負担金、審査手数料等は現行どおりとする。  
また、水道料金については、制度の統合により負担が増加する使用者に対し、平成17年度から平成19年度までの間に限り段階的調整を行うものとする。
- 2 郡山町が実施している簡易水道組合等助成事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。
- 3 喜入町で運営している工業用水道事業については、現行どおりとする。

協議第 37 号

学校教育事業（協定項目第 24 - 19 号）について

学校教育事業（協定項目第 24 - 19 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 12 月 27 日提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 19 号	学校教育事業
<p>学校教育事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。</p> <p>庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。</p> <p>学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食センターにおいて実施するものとする。</p> <p>庵治町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。</p> <p>奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>庵治町地域における、小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施するものとし、中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。</p> <p>庵治町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から 4 年度目において高松市の授業料と同額となるよう段階的に調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認



(資料)

### 学校教育事業(協定項目24-19号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、学校教育事業が協議された市 10市

#### 廿日市市

- (1) 佐伯町及び吉和村の教育施設については、引き続き、現行のとおり管理及び運営を行う。
- (2) 学校教育関係事業の取扱いについて
  - ア 小・中学校の通学区域は、現行のとおりとする。
  - イ 学校給食については、それぞれの施設を継続使用し、現行のとおり実施する。

#### 新発田市

##### 学校教育

- ア 通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し、新市の通学区域の見直しを行う。
- イ 小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- ウ 豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- エ 小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。
- オ 適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。

##### 社会教育

- エ 新発田市の学生緊急援助資金貸付事業及び、豊浦町の奨学金貸付制度は、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。  
ただし、両市町の現行制度の適用を受けているものについては、継続して貸付を行う。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

## 学校教育事業（協定項目24-19号）について

### 先進地域の事例（中核市）

#### 法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、学校教育事業について確認された市の事例

##### 宇都宮市

- 1 学校の通学区域については、新市に移行後、全市的な通学区域の見直しの必要性を検討する。
- 2 学校給食については、各市町の調理方式を現行のまま新市に引き継ぐ。  
また、給食費の算定方法については、新市に移行後も当分の間現行どおりとする。
- 3 校舎の大規模改造事業及び体育館整備事業については、簡易耐震診断未実施校について合併後早期に簡易耐震診断を実施し、その結果を基に宇都宮市の施設整備計画に組み込む。

##### 岐阜市

- 1 幼稚園就園奨励費補助については、岐阜市の例により統一するものとする。
- 2 通学区域については、現行のとおりとする。なお、合併効果を発現するため、現在の市町境地域においては弾力的運用に努めるものとする。また、通学区域のあり方について、合併後、速やかに、通学区域審議会において検討するものとする。
- 3 遠距離通学補助については、合併時に岐阜市の制度を適用するものとする。なお、柳津町のスクールバスについては、合併後、通学区域の検討と併せてそのあり方について検討するものとする。
- 4 学校給食の運営方式及び学校給食費については、当面は現行のとおりとし、将来的にはセンター化等を含め、給食のあり方について検討するものとする。
- 5 日本スポーツ振興センター災害共済掛金の保護者負担金については、岐阜市の制度に統一するものとする。

##### 鹿児島市

学校教育事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、実施方法が異なる事業については、平成17年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 3 8 号

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 提出

高松市・庵治町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

#### 4 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について  
別紙のとおり

(2) 高松市・庵治町合併協議会会議の開催予定について

ア 第7回会議

(ア) 日時 平成17年1月19日(水)午前9時30分

(イ) 場所 高松市役所 13階 大会議室

(別紙)

## 合併協定項目の協議状況

平成16年12月27日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H.17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い	-	-	-	-	-	-
1. 電算システム事業						
2. 広聴広報事業						
3. 人権啓発事業						
4. コミュニティ施策						
5. 障害者福祉事業						
6. 高齢者福祉事業						
7. 生活保護事業						
8. 児童福祉事業						
9. その他の福祉事業						
10. 保健衛生事業						
11. 環境対策事業						
12. 商工・観光関係事業						
13. 農林水産関係事業						
14. 建設関係事業						
15. 交通関係事業						
16. 上水道事業						
17. 下水道事業						
18. 消防防災関係事業						
19. 学校教育事業						
20. 社会教育事業						
21. 文化振興事業						
22. その他の事業	-	-	-	-	-	-
(女性政策)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(水問題対策)						
(契約制度)						
(市・町民褒章制度)						
(葬斎関係事業)						
25. 建設計画						

は提案済 ・ は確認済 ・ 今回新規提案